

飯塚市庁議等規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第9号

飯塚市庁議等規程等の一部を改正する訓令

(飯塚市庁議等規程の一部改正)

第1条 飯塚市庁議等規程(平成18年飯塚市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 庁議等の庶務は、総務部 <u>企画政策室企画政策担当</u> において処理する。	(庶務) 第9条 庁議等の庶務は、総務部 <u>企画政策室</u> において処理する。

(飯塚市健幸都市推進委員会設置規程の一部改正)

第2条 飯塚市健幸都市推進委員会設置規程(平成25年飯塚市訓令第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係) <u>企画政策室企画政策担当主幹</u> 産学振興課長 商工観光課長 まちづくり推進課長 市民活動支援課長 地域公共交通対策課 長 スポーツ振興課長 医療保険課長 健幸保健課長 高齢者 支援課長 都市計画課長 生涯学習課長	別表(第3条関係) <u>企画政策室主幹</u> 産学振興課長 商工観光課長 まちづくり推 進課長 市民活動支援課長 地域公共交通対策課長 スポーツ 振興課長 医療保険課長 健幸保健課長 高齢者支援課長 都 市計画課長 生涯学習課長

(飯塚市公民連携推進委員会設置規程の一部改正)

第3条 飯塚市公民連携推進委員会設置規程(令和元年飯塚市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係) <u>企画政策室企画政策担当主幹</u> 、総務課長、人事課長、契約課長、	別表(第3条関係) <u>企画政策室主幹</u> 、総務課長、人事課長、契約課長、 <u>財政課長</u> 、

財政課長、土木建設課長、建築課長

土木建設課長、建築課長

(飯塚市まち・ひと・しごと創生本部設置規程の一部改正)

第4条 飯塚市まち・ひと・しごと創生本部設置規程(令和3年飯塚市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(作業部会) 第7条 (略) 2 (略) 3 部会長は <u>企画政策室企画政策担当主幹</u> を、副部会長は企業誘致推進課長をもって充てる。 4～6 (略) (庶務) 第8条 創生本部の庶務は、総務部 <u>企画政策室企画政策担当</u> において処理する。	(作業部会) 第7条 (略) 2 (略) 3 部会長は <u>企画政策室主幹</u> を、副部会長は企業誘致推進課長をもって充てる。 4～6 (略) (庶務) 第8条 創生本部の庶務は、総務部 <u>企画政策室</u> において処理する。

(飯塚市広告検討委員会規程の一部改正)

第5条 飯塚市広告検討委員会規程(平成20年飯塚市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(委員) 第4条 委員は、行政経営部長、行政管理課長、 <u>企画政策室シテ ィプロモーション担当主幹</u> 、契約課長、財政課長、財産活用課長、人権・同和政策課長、男女共同参画推進課長、まちづ	(委員) 第4条 委員は、行政経営部長、行政管理課長、 <u>情報管理課長</u> 、契約課長、財政課長、財産活用課長、人権・同和政策課長、男女共同参画推進課長、まちづくり推進課長、商工観光課長、

<p>くり推進課長、商工観光課長、介護保険課長、建設政策課長、教育総務課長及び企業局企業管理課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、行政管理課、契約課及び<u>企画政策室シ</u> <u>ティプロモーション担当</u>において処理し、その総括は行政管理課が行うものとする。</p>	<p>介護保険課長、建設政策課長、教育総務課長及び企業局企業管理課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は、行政管理課、契約課及び<u>情報管理課</u>において処理し、その総括は行政管理課が行うものとする。</p>
---	---

(飯塚市公有財産調整等委員会規程の一部改正)

第6条 飯塚市公有財産調整等委員会規程(令和5年飯塚市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、総務部長、行政経営部長、都市建設部長、市民協働部長、都市建設部次長、<u>企画政策室企画政策担当主幹</u>、財政課長、農業土木課長、土木管理課長、都市計画課長、上水道課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、総務部長、行政経営部長、都市建設部長、市民協働部長、都市建設部次長、<u>企画政策室主幹</u>、財政課長、農業土木課長、土木管理課長、都市計画課長、上水道課長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p>

(飯塚市福祉事務所処務規程の一部改正)

第7条 飯塚市福祉事務所処務規程(平成18年飯塚市訓令第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所員の任命等)</p> <p>第4条 所長は、福祉部長が、副所長は、<u>こども未来部長及び福祉部次長</u>が兼務するものとし、市長が任命する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前項の規定に基づき所長の職務を代理する副所長の順序は、福祉部次長、こども未来部長の順序とする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(副所長の専決事項)</p> <p>第6条 <u>副所長の専決事項は、事務分掌規則の例による。</u></p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(処務)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(所員の任命等)</p> <p>第4条 所長は、福祉部長が、副所長は、<u>こども未来部長</u>が兼務するものとし、市長が任命する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(処務)</p> <p>第7条 (略)</p>

(飯塚市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第8条 飯塚市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成29年飯塚市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第6条関係)	別表第2(第6条関係)

市民協働部長、教育部長、企画政策室企画政策担当主幹、企画政策室シティプロモーション担当主幹、契約課長、男女共同参画推進課長、人事課長、まちづくり推進課長、市民活動支援課長、こども家庭課長、保育課長、高齢者支援課長、社会・障がい者福祉課長、市民課長、国際政策課長、商工観光課長、住宅課長、学校教育課長、生涯学習課長、企業管理課長

市民協働部長、教育部長、企画政策室副室長、契約課長、男女共同参画推進課長、情報管理課長、人事課長、まちづくり推進課長、市民活動支援課長、こども家庭課長、保育課長、高齢者支援課長、社会・障がい者福祉課長、市民課長、国際政策課長、商工観光課長、住宅課長、学校教育課長、生涯学習課長、企業管理課長

(飯塚市エネルギー管理規程の一部改正)

第9条 飯塚市エネルギー管理規程(平成23年飯塚市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第10条、第11条関係)	別表第2(第10条、第11条関係)
<p><u>企画政策室企画政策担当主幹</u> <u>企画政策室シティプロモーション担当主幹</u> 情報管理課長 財政課長 財産活用課長 契約課長 税務課長 行政管理課長 男女共同参画推進課長 地域公共交通対策課長 市民課長 医療保険課長 環境対策課長 企業誘致推進課長 国際政策課長 <u>こども若者支援課長</u> 福祉政策課長 高齢者支援課長 介護保険課長 生活支援課長 土木建設課長 建築課長 会計課長 議会事務局次長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 農業委員会事務局長</p>	<p><u>企画政策室主幹</u> 情報管理課長 財政課長 財産活用課長 契約課長 税務課長 行政管理課長 男女共同参画推進課長 地域公共交通対策課長 市民課長 医療保険課長 環境対策課長 企業誘致推進課長 国際政策課長 <u>特産品振興・ふるさと応援課長</u> <u>こども政策課長</u> 福祉政策課長 高齢者支援課長 介護保険課長 生活支援課長 土木建設課長 建築課長 会計課長 議会事務局次長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長 農業委員会事務局長</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。